

【小口短期継続型保証制度（通称：スモールサポート・ファイブ）概要】

商 品 名	小口短期継続型保証制度（スモールサポート・ファイブ）
取 扱 金 融 機 関	約定書締結金融機関
制度融資等の利用	不可
責 任 共 有 制 度	対象
申 込 方 法	金融機関経由申込
対 象 要 件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1)原則として1期以上の確定申告を行っていること (2)次の条件を満たしていること ①個人事業主であり貸借対照表を作成していないこと ②直近2年間のいずれかの確定申告で償却前所得金額（減価償却費+控除前所得金額）がプラスとなっていること ③直近2年間のいずれかの確定申告で償却前所得金額（減価償却費+控除前所得金額）がマイナスの場合は、取扱金融機関もしくは外部専門家等の支援により策定した経営改善計画書において、業績の改善が見込まれること (3)既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと（ただし、本保証により返済緩和が解消される場合はこの限りでない）
融 資 限 度 額	3,000万円以内（ただし、1企業者1口限りとし、ニューマネーについては初回利用時の直近確定申告平均月商の2ヶ月以内とする）
保 険 種 別	一般関係無担保保険及び一般関係普通保険
保 証 期 間	12ヶ月以内（ただし、初回利用時の終期は確定申告期限から概ね3か月以内とし、以降更新時においては原則として12ヶ月とする）
資 金 使 途	運転資金（既保証付融資の借換も可能）
貸 付 形 式	手形貸付もしくは証書貸付
返 済 方 法	一括返済
担 保 / 連 帯 保 証 人	担保は原則不要 / 連帯保証人は原則不要
貸 付 利 率	金融機関所定利率
信 用 保 証 料	基準保証料率（責任共有保証料率） 1.15%（ただし有担保割引適用の場合には0.1%割引する）
取 扱 期 間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
更 新 時 の 取 扱 い	<p>【更新回数】</p> <p>最大4回まで更新可能とする（※更新回数満了後の取扱いは、「更新できない場合の取扱い例」に準じる）</p> <p>【更新の方法】</p> <p>原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う（継続新規扱い） ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続きはできない。</p> <p>【更新できない事由】</p> <p>①既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ②3期連続で償却前所得金額（減価償却費+控除前所得金額）がマイナスの場合 ③その他、保証利用要件を満たさなくなった場合</p> <p>【更新ができない場合の取扱い例】</p> <p>①期日一括返済（反復利用可）、②条件変更による分割返済、③他保証商品での借換（保証利用要件等を欠いている場合は除く）</p>
必 要 書 類	<p>【初回申込時】</p> <p>①直近2年間のいずれかの確定申告で償却前所得金額（減価償却費+控除前所得金額）がマイナスの場合は、取扱金融機関もしくは外部専門家等の支援により策定した「経営改善計画書」</p> <p>【更新時】</p> <p>①決算概要報告書（別紙様式） ※経営改善計画書を策定している場合には、計画実績対比表等の予実管理表の提出が必要です ※直近確定申告において償却前所得金額（減価償却費+控除前所得金額）がマイナスの場合は、その要因及び改善策の記載が必要</p>
モ ニ タ リ ン グ	①取扱金融機関は実行後の申込人の現況把握に努め、最低限3ヶ月に1度は面談等による現況把握を必要とする。 また、申込人の業況が悪化した場合等は速やかに保証協会へ報告し、必要に応じて外部専門家等と連携して経営支援に取り組むものとする。
本 保 証 の イ メ ー ジ	<p>分割返済なし</p> <p>運転資金 30百万円</p> <p>初回 1年(※) 更新① 1年 更新② 1年 更新③ 1年 更新④ 1年</p> <p>最長5年</p> <p>(※) 初回の終期は確定申告期限から3ヶ月以内</p> <p>①期日一括返済（返済後の再利用は可能です） ②分割返済への条件変更 ③新規資金による借換（長期、カード・当貸他）</p>